

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、第●●号ないし●●号 各所得税決定処分等  
取消請求事件

国側当事者・国(安芸税務署長)

平成21年1月27日棄却・控訴

判 決

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 甲事件原告       | 甲               |
| 乙事件原告       | 乙               |
| 丙事件原告       | 丙               |
| 丁事件原告       | 丁               |
| 原告ら訴訟代理人弁護士 | 荒竹 純一           |
| 同           | 北尾 隆幸           |
| 原告ら補佐人税理士   | 戸田 典尚           |
| 被告          | 国               |
| 同代表者法務大臣    | 森 英介            |
| 処分行政庁       | 安芸税務署長 篠原 春雄    |
| 被告指定代理人     | 別紙指定代理人目録記載のとおり |

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 甲事件

処分行政庁が平成18年10月10日付けで甲事件原告に対してした、平成13年分、平成14年分、平成15年分及び平成16年分所得税の決定処分をいずれも取り消す。

2 乙事件

処分行政庁が平成18年10月10日付けで乙事件原告に対してした、平成13年分、平成14年分、平成15年分及び平成16年分所得税の決定処分(ただし、いずれも平成20年1月30日付け裁決により一部取り消された後のもの)並びに平成17年分所得税の決定処分及び無申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

3 丙事件

処分行政庁が平成18年10月10日付けで丙事件原告に対してした、平成13年分、平成14年分、平成15年分、平成16年分及び平成17年分所得税の決定処分をいずれも取り消す。

4 丁事件

処分行政庁が平成18年10月10日付けで丁事件原告に対してした、平成13年分、平成14年分、平成15年分及び平成16年分所得税の決定処分(ただし、いずれも平成20年1月3

0日付け裁決により一部取り消された後のもの)をいずれも取り消す。

## 第2 事案の概要

本件は、遠洋まぐろ漁船を運航する外国の法人等に雇用された原告らが、その乗組員として稼働して得た金員について、処分行政庁が、原告らがいずれも所得税法(ただし、平成18年法律第10号による改正前の所得税法。以下「所得税法」という。)2条1項3号が定める「居住者」であり、上記金員が給与所得に該当するとして、原告らにそれぞれ所得税の決定処分を行い、乙事件原告には無申告加算税賦課決定処分を行ったところ、原告らは、原告らが所得税法2条1項5号が定める「非居住者」であり、国内源泉所得ではない上記金員に課税するのは違法であると主張して、それぞれに対してされた所得税の決定処分等の取消しを求めた事案である。

### 1 法令の定め

- (1) 所得税法2条1項3号は、居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいうと規定し、同項5号は、非居住者とは、居住者以外の個人をいうと規定している。
- (2) 所得税法3条2項は、居住者と非居住者の区分に関し、個人が国内に住所を有するかどうかの判定について必要な事項は政令で定めると規定し、この規定を受けて、所得税法施行令15条1項1号は、国外に居住することとなった個人が、国外において継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する場合には、その者は、国内に住所を有しない者と推定すると規定している。
- (3) 所得税法5条1項は、居住者は、この法律により、所得税を納める義務があると規定し、また、同法7条1項1号は、非永住者(同法2条1項4号)以外の居住者には、すべての所得に所得税を課すと規定している。
- (4) 所得税法5条2項は、非居住者は、同法161条(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得を有するときは、この法律により、所得税を納める義務があると規定し、同法7条1項3号は、非居住者には、同法164条1項各号に掲げる非居住者の区分に応じてそれぞれ同項各号及び同条第2項各号に掲げる国内源泉所得に所得税を課すと規定している。

### 2 争いのない事実等(証拠等により容易に認められる事実は、末尾に証拠等を掲記した。)

#### (1) 甲事件原告甲(以下「原告甲」という。)について

ア 原告甲は、高知県室戸市(以下、訴状及び判決記載の各原告の住所地を、それぞれの原告の「肩書地」という。)に土地及び建物を所有し、同地において、同人の妻とともに、昭和53年8月6日から現在まで住民登録をしている者である。(甲15の1、乙2の1、弁論の全趣旨)

イ 原告甲は、平成13年1月から平成15年9月までの間、同年10月から同年12月までの間及び平成16年1月から同年10月までの間、いずれも遠洋まぐろ漁船を運航する台湾所在の法人に雇用され、外国の港から乗船し、我が国の領海外で稼働していた。原告甲が上記期間に遠洋まぐろ漁船の乗組員として得た給与の総額は、平成13年分が960万3929円、平成14年分が968万2812円、平成15年分が804万7500円、平成16年分が770万8321円である。(甲15の1、乙1の1、弁論の全趣旨)

#### (2) 乙事件原告乙(以下「原告乙」という。)について

ア 原告乙は、肩書地である高知県室戸市に土地及び建物を所有し、同地において、同人の妻とともに、昭和59年8月25日から現在まで住民登録をしている者である。(甲15の2、

乙2の2、弁論の全趣旨)

イ 原告乙は、平成13年1月から同年5月までの間、同年10月から平成17年5月までの間及び同年6月から同年12月までの間、いずれも遠洋まぐろ漁船を運航する台湾所在の法人に雇用され、外国の港から乗船し、我が国の領海外で稼働していた。原告乙が上記期間に遠洋まぐろ漁船の乗組員として得た給与の総額は、平成13年分が372万円、平成14年分が635万円、平成15年分が810万5000円、平成16年分が660万円、平成17年分が755万円である。(甲15の2、乙1の2、弁論の全趣旨)

(3) 丙事件原告丙(以下「原告丙」という。)について

ア 原告丙は、肩書地である高知県室戸市に土地及び建物を所有し、同地において、同人の妻とともに、昭和52年4月2日から現在まで住民登録をしている者である(甲15の3、乙2の3、弁論の全趣旨)。

イ 原告丙は、平成13年1月から4月までの間及び平成16年8月から平成17年8月までの間は遠洋まぐろ漁船を運航する台湾所在の法人に、平成13年10月から平成16年1月までの間及び平成17年8月から同年12月までの間は遠洋まぐろ漁船を運航する台湾所在の個人に、それぞれ雇用され、外国の港から乗船し、我が国の領海外で稼働していた。原告丙が上記期間に遠洋まぐろ漁船の乗組員として得た給与の総額は、平成13年分が364万6400円、平成14年分が658万5600円、平成15年分が658万7600円、平成16年分が288万2235円、平成17年分が600万円である。(甲15の3、乙1の3、弁論の全趣旨)

(4) 丁事件原告丁(以下「原告丁」という。)について

ア 原告丁は、肩書地である高知県室戸市に建物を所有し、同地において、同人の妻及び母とともに、昭和50年9月22日から現在まで住民登録をしている者である。(甲15の4、乙2の4、弁論の全趣旨)

イ 原告丁は、平成13年1月から平成14年11月までの間及び平成15年6月から平成16年6月までの間、いずれも遠洋まぐろ漁船を運航する台湾所在の法人に雇用され、外国の港から乗船し、我が国の領海外で稼働していた。原告丁が上記期間に遠洋まぐろ漁船の乗組員として得た給与の総額は、平成13年分が560万9000円、平成14年分が543万9500円、平成15年分が329万9000円、平成16年分が296万7000円である。(甲15の4、乙1の4、弁論の全趣旨)

(5) 原告甲と原告丁は、それぞれ平成13年分から平成16年分について、原告乙と原告丙は、それぞれ平成13年分から平成17年分について、所得税の確定申告をしていない。

(6) 処分行政庁は、平成18年10月10日、原告甲と原告丁についてはそれぞれその平成13年分から平成16年分について、原告乙と原告丙についてはそれぞれその平成13年分から平成17年分について所得税の決定処分をし、さらに、原告乙に対しては、平成17年分の無申告加算税賦課決定処分をした。これらの処分及びこれに対する異議申立て、異議決定、審査請求及び裁決の経緯は、別紙1-1ないし1-4のとおりである(以下、原告らに対する所得税の決定処分(ただし、原告乙及び原告丁については、平成20年1月30日付けの裁決により一部取り消された後のもの)と、原告乙に対する無申告加算税賦課決定処分をあわせて「本件各処分」という。)

また、被告が本訴において主張する本件各処分の根拠は別紙2のとおりである。

### 3 争点

- (1) 原告らはそれぞれ所得税法 2 条 1 項 3 号の居住者に該当するか。
- (2) 本件各処分が信義則に反して違法であるか。
- (3) 本件各処分が租税法律主義に違反するか。
- (4) 本件各処分が課税の公平に違反するか。
- (5) 本件各処分に理由の付記がないことが違法であるか。

### 4 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1) (原告らはそれぞれ所得税法 2 条 1 項 3 号の居住者に該当するか。) について  
(被告の主張)

所得税法 2 条 1 項 3 号は、国内に住所を有する者は居住者に該当すると規定するが、この「住所」とは、民法 2 2 条に規定する「住所」、すなわち、各人の生活の本拠をいい、生活の本拠が国内にあるか否かは、客観的な事実、すなわち、住居、職業、国内において生計を一にする配偶者その他の親族の存否、資産の所在等に基づき判定するのが相当である。そして、船員は船舶内で起居し、生活の大部分を公海上ですごしていても、船舶は単なる勤務場所にすぎず、これを住所ということはできないから、船舶の乗組員の住所が国内にあるかどうかについては、その者の配偶者その他生計を一にする親族の居住している地や、その者の勤務外の期間中通常滞在する地が国内にあるかどうかにより判定すべきである (所得税法基本通達 3-1 参照)。

原告らは、いずれも、生計を一にする親族が国内に居住し、まぐろ漁船に乗船している期間以外の期間中は、通常、配偶者らが居住しているそれぞれの肩書地に滞在しており、このほか、原告らそれぞれの肩書地に土地建物又は建物を所有していることなどからすれば、原告らは、それぞれ、国内に住所を有する者、すなわち、所得税法 2 条 1 項 3 号の居住者に該当する。

(原告らの主張)

所得税法 2 条 1 項 3 号に規定する「住所」は、課税根拠である所得の発生源がどこに存在するかを重視して判断すべきであり、原告らは、我が国以外で稼働し、外国の法人等から給与を受け取っているのであるから、所得の発生源が我が国にはないことは明らかである。

また、原告らは、遠洋まぐろ漁船内で起臥寝食をしていたのであるから、まぐろ漁船上が職場であるとともに住所であり、原告らは、所得税法施行令 15 条 1 項 1 号の「国外において、継続して 1 年以上居住することを通常必要とする職業を有する」者に該当し、国内に住所を有しない者と推定されるというべきである。

以上によれば、原告らは、いずれも国内に住所を有する者ではないから、所得税法 2 条 1 項 3 号の居住者ではなく、同項 5 号の非居住者に該当する。

- (2) 争点(2) (本件各処分が信義則に反して違法であるか。) について

(原告らの主張)

原告らが所得税の確定申告をしなかったのは、安芸税務署と室戸市から、外国船籍の乗組員は非居住者として扱うとの指導を受けていたためであるから、本件各処分は信義則に反して違法である。

(被告の主張)

租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分にかかる課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するというような特別の事情がある場合には、信義則の法理の適用を考える余地もあるが、本件ではそうした特別の事

情があるとは認められず、本件各処分は適法である。

(3) 争点(3) (本件各処分が租税法律主義に違反するか。) について

(原告らの主張)

本件各処分は、新たな法律によらずに非居住者としての取扱いを変更して居住者として所得税を課すものであるから、租税法律主義に違反する。

(被告の主張)

本件各処分は、税法の規定に基づき適法に行われたものであり、租税法律主義に違反しない。

(4) 争点(4) (本件各処分が課税の公平に違反するか。) について

(原告らの主張)

本件各処分は、外国船籍の乗組員を非居住者とする静岡県清水市、宮城県石巻市での取扱いや、外国法人に雇用される陸上勤務者を非居住者とする取扱いと異にしており、課税の公平を欠く。

(被告の主張)

本件各処分は、税法の規定に基づき適法に行われており、課税の公平を欠くものではない。

(5) 争点(5) (本件各処分に理由の付記がないことが違法であるか。) について

(被告の主張)

所得税の決定処分及び無申告加算税賦課決定処分をするに当たり、その理由を付記しなければならない旨を定めた法令上の規定はなく、本件各処分に理由の付記がないことは違法ではない。

(原告らの主張)

本件各処分に理由の付記がないから、手続きの適正を欠き、違法である。

### 第3 争点に対する判断

1 争点(1) (原告らはそれぞれ所得税法2条1項3号の居住者に該当するか。) について

(1)ア 法令で人の住所について法律上の効果を規定している場合、反対の解釈をすべき特段の事由のない限り、その住所とは、各人の生活の本拠(民法22条)をいい、ある場所がその者の住所であるか否かは、社会通念に照らし、その場所が客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって判断されるべきである(最高裁判所昭和29年10月20日大法廷判決・民集8巻10号1907頁、最高裁判所第2小法廷平成9年8月25日判決・裁判集民事184号1頁、最高裁判所第2小法廷平成20年10月3日判決、裁判所時報第1469号1頁各参照)。

そして、所得税法2条1項3号の「住所」の意義について民法22条の「住所」と異なる解釈をすべき特段の事由があるとは認め難いことからすれば、所得税法2条1項3号の「住所」の意義は、社会通念に照らし、その場所が客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって判断されるべきである。この点につき、所得税法基本通達2-1は、「法に規定する住所とは各人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定する。」と規定しているのは、これと同趣旨であると解され、その取扱いには合理性があると認められる。

この点について、原告らは、所得税法2条1項3号にいう「住所」は、課税根拠である所得の発生源がどこに存在するかを重視して判断すべきであると主張するが、所得税法に規定する「住所」であるからといってそのように解すべき理由に乏しく、採用することはでき

ない。

イ そして、遠洋漁業船など長期間国外で運航する船舶の乗組員は、通常その船舶内で起居し、その生活の相当部分を海上や外国において過ごすことが多いと考えられるところ、その者の生活の本拠が国内にあるかどうかの判断に当たっても、国内の一定の場所がその乗組員の生活の本拠の実体を具備しているか否かを、その者に関する客観的な事実を総合考慮し、社会通念に照らして判断するべきである。具体的には、その乗組員が生計を一にする配偶者や家族の居住地がどこにあるか、その乗組員が、船舶で勤務している期間以外の時期に通常滞在して生活をする場所がどこにあるかなどの客観的な事実を総合して判断することが相当であると解される。所得税法基本通達3-1が、「船舶又は航空機の乗組員の住所が国内にあるかどうかは、その者の配偶者その他生計を一にする親族の居住している地又はその者の勤務外の期間中通常滞在する地が国内にあるかどうかにより判定するものとする。」と規定しているのは、上記と同趣旨をいうものと解され、その取扱いには合理性があると認められる。

(2) そこで、原告らが、このような「住所」を国内に有しているか否かを検討する。

ア 原告甲について

(ア) 前記争いのない事実等、証拠（甲15の1、乙1の1、2の1、3の1）及び弁論の全趣旨によれば、原告甲は肩書地に土地建物を所有し、同所に住民登録をしていること、同所の建物には原告甲の妻が居住していること、原告甲は、平成13年には26日間、平成14年には35日間、平成15年には22日間、平成16年には92日間それぞれ国内に滞在しており、その間は上記建物で妻と生活していること、原告甲は、A銀行室戸支店に普通預金口座を開設し、同口座に給与が振り込まれ、同口座に入金された金員から生活費、電気、ガス、水道、電話等の公共料金、住宅ローン、損害保険料、子の県立高校の授業料等が支払われていることがそれぞれ認められる。

以上のとおり、原告甲は、肩書地所在の建物に生計を一にする妻が居住し、漁船に乗船しない期間中は、通常、妻が居住する上記建物に滞在しており、さらに、同所に土地建物を所有し、近隣の銀行の支店に給与の振込みや公共料金の支払い等に利用する預金口座を有していることが認められる。

(イ) 他方、前記争いのない事実等、証拠（甲15の1）及び弁論の全趣旨によれば、原告甲は、まぐろ漁船で勤務をしている期間中には、外国の港に寄港して上陸することがあるものの、通常はせいぜい数日程度であり、そのような場合にはホテルに滞在していることが認められ、外国の寄港地その他の外国の地に生活の拠点が存することを窺わせる事情はない。

なお、原告甲は、台湾の法人に雇用されて給与の支払を受けていることから、台湾で給与所得に課税されている可能性もある。しかし、台湾の所得税（総合所得税）は、台湾の居住者、非居住者を問わず、台湾での給与所得に課されるものであり、台湾で課税された事実が存していたとしても、そのことから直ちに原告甲が台湾で居住者として取り扱われていることを裏付けるものではない。仮に、原告甲が台湾で居住者として取り扱われていたとしても、我が国と台湾は租税条約を締結していないから、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律6条の規定が適用されて原告甲が我が国で非居住者とみなされることはなく、原告甲が我が国の居住者であるか否かの判定に影

響を及ぼすものではない。

(ウ) 以上によれば、原告甲の生活の本拠は肩書地にあると認められ、原告甲は、国内に住所を有する者、すなわち、所得税法2条1項3号の居住者であると認められる。

イ 原告乙について

(ア) 前記争いのない事実等、証拠(甲15の2、乙1の2、2の2、3の2)及び弁論の全趣旨によれば、原告乙は肩書地に土地建物を所有し、同所に住民登録をしていること、同所の建物には原告乙の妻が居住していること、原告乙は、平成13年には160日間、平成15年には32日間、平成17年には135日間それぞれ国内に滞在しており、その間は上記建物で妻と生活していること、原告乙はB銀行室戸支店に普通預金口座を開設し、同口座に給与が振り込まれ、同口座に入金された金員から、生活費、新聞料金、損害保険の保険料等が支払われていることがそれぞれ認められる。

以上のとおり、原告乙は、肩書地所在の建物に生計を一にする妻が居住し、漁船に乗船しない期間中は、通常、妻が居住する上記建物に滞在しており、さらに、同所に土地建物を所有し、近隣の銀行の支店に給与の振込みや保険料の支払い等に利用する預金口座を有していることが認められる。

(イ) 他方、前記争いのない事実等、証拠(甲15の2)及び弁論の全趣旨によれば、原告乙は、まぐろ漁船で勤務をしている期間中には、外国の港に寄港して上陸することがあるものの、通常はせいぜい数日程度であり、そのような場合はまぐろ漁船内かホテルに滞在していることが認められ、外国の寄港地その他の外国の地に生活の拠点を存することを窺わせる事情はない。

なお、原告乙は、台湾の法人に雇用されて給与の支払を受けており、台湾で給与所得に課税されている可能性もあるが、そのことが、原告乙が我が国における居住者であるか否かの判定に影響を及ぼすものではないことは、原告甲の場合と同様である。

(ウ) 以上によれば、原告乙の生活の本拠は肩書地にあると認められ、原告乙は、国内に住所を有する者、すなわち、所得税法2条1項3号の居住者であると認められる。

ウ 原告丙について

(ア) 前記争いのない事実等、証拠(甲15の3、乙1の3、2の3、3の3)及び弁論の全趣旨によれば、原告丙は肩書地に土地建物を所有し、同所に住民登録をしていること、同所の建物には原告丙の妻が居住していること、原告丙は、平成15年には26日間、平成16年には178日間、平成17年には15日間それぞれ国内に滞在しており、その間は上記建物で妻と生活していること、原告丙は、A銀行室戸支店に普通預金口座を開設し、同口座に給与が振り込まれ、同口座に入金された金員から生活費、電気料金、携帯電話料金、住宅ローン、生命保険料、国民年金保険料、定期積立金の掛金等を支払っていることがそれぞれ認められる。

以上のとおり、原告丙は、肩書地所在の建物に生計を一にする妻が居住し、漁船に乗船しない期間中は、通常、妻が居住する上記建物に滞在していると認められ、さらに、同所に土地建物を所有し、近隣の銀行の支店に給与の振込みや公共料金の支払い等に利用する預金口座を有していることが認められる。

(イ) 他方、前記争いのない事実等、証拠(甲15の3)及び弁論の全趣旨によれば、原告丙は、まぐろ漁船で勤務をしている期間中には、外国の港に寄港して上陸することがある

ものの、通常はせいぜい数日程度であり、そのような場合はホテルに滞在していることが認められ、外国の寄港地その他の外国の地に生活の拠点が存することを窺わせる事情は何ら認められない。

なお、原告丙は、台湾の法人又は個人に雇用されて給与の支払を受けており、台湾で給与所得に課税されている可能性もあるが、そのことが、原告乙が我が国における居住者であるか否かの判定に影響を及ぼすものではないことは、原告甲の場合と同様である。

(ウ) 以上によれば、原告丙の生活の本拠は肩書地にあると認められ、原告丙は、国内に住所を有する者、すなわち、所得税法2条1項3号の居住者であると認められる。

#### エ 原告丁について

(ア) 前記争いのない事実等、証拠（甲15の4、乙1の4、2の4、3の4）及び弁論の全趣旨によれば、原告丁は肩書地に建物を所有し、同所に住民登録をしていること、同所には原告乙の妻と母が居住していること、原告丁は、平成13年には19日間、平成14年には32日間、平成15年には170日間、平成16年には78日間それぞれ国内に滞在しており、その間は上記建物で妻や母と過ごしていること、原告丁はA銀行室戸支店に普通預金口座を開設し、同口座に給与が振り込まれ、同口座に入金された金員から生活費、上記住宅の固定資産税、携帯電話料金、国民年金保険料等を支払っていることがそれぞれ認められる。

以上のとおり、原告丁は、肩書地所在の建物に生計を一にする妻や母が居住しており、漁船に乗船しない期間中は、通常、妻や母が居住する上記建物に滞在しており、さらに同所に建物を所有し、近隣の銀行に給与振込みや固定資産税や携帯電話料金の支払い等に利用する預金口座を有していることが認められる。

(イ) 他方、前記争いのない事実等、証拠（甲15の4）及び弁論の全趣旨によれば、原告丁は、まぐろ漁船で勤務をしている期間中には、外国の港に寄港して上陸することがあるものの、そのような場合にはまぐろ漁船内かホテルに滞在していることが認められ、外国の寄港地その他の外国の地に生活の拠点が存することを窺わせる事情はない。

なお、原告丁は、台湾の法人に雇用されて給与の支払を受けており、台湾で給与所得に課税されている可能性もあるが、そのことが、原告丁が我が国における居住者であるか否かの判定に影響を及ぼすものではないことは、原告甲の場合と同様である。

(ウ) 以上によれば、原告丁の生活の本拠は肩書地にあると認められ、原告丁は、国内に住所を有する者、すなわち、所得税法2条1項3号の居住者であると認められる

(3) この点につき、原告らは、自分たちは、原則としてまぐろ漁船内で起臥寝食をしていることから、まぐろ漁船上が職場であるとともに住所であると主張する。

しかしながら、原告らは、それぞれ住民登録をしている高知県室戸市に土地建物又は建物を所有し、そこに生計を同一にする家族が居住し、原告らは、まぐろ漁船から降りて我が国に滞在するときは、相当期間、そこで家族と一緒に生活をしており、また、近隣の銀行の支店に、給与の振込みや各種支出のために利用する銀行口座を有しているなど、上記で認定した各客観的事実を総合考慮して、社会通念に照らして判断するならば、まぐろ漁船は原告らにとって勤務場所であり、生活の本拠は生計を同一にする家族が居住するそれぞれの住宅の所在地であると解するのが相当である。

また、原告らは、原告らには、前掲の所得税法施行令15条1項1号の規定、すなわち、国

外に居住することとなった個人が、国外において継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する場合には、その者は、国内に住所を有しない者と推定するとする規定が適用されると主張する。

しかしながら、上記規定は、国外に居住することになった個人について、いかなる場合に国内に住所を有しない者と推定するかについて規定したものであり、そもそも上記のとおり我が国に住所を有する居住者であると認められる原告らについて、上記の推定規定が適用される余地はない。

(4) 以上によれば、原告らは、いずれも所得税法2条1項3号の居住者に該当すると認められる。

したがって、原告らは、国外で稼働した対価として外国法人から得た給与についても、我が国で納税義務を負うことになる(所得税法5条1項、同法7条1項1号)。

## 2 争点(2)(本件各処分が信義則に反して違法であるか。)について

(1) 原告らは、原告らが所得税の確定申告をしなかったのは、安芸税務署と室戸市から外国船籍の乗組員は非居住者として扱うとの指導を受けていたためであるから、本件各処分は信義則に反して違法であると主張する。

ア しかしながら、そもそも租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、信義則の法理の適用については慎重でなければならず、納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて信義則の法理の適用の是非を考えるべきであり、特別の事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示し、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものかどうか、また、納税者が税務官庁の表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責に帰すべき事由がないかどうかという点の考慮が不可欠であるというべきである(最高裁判所第3小法廷昭和62年10月30日判決、裁判集民事152号93頁参照)。

イ そこで、本件各処分が信義則に反して違法であるかを検討するに、前記争いのない事実等に証拠(甲15の1ないし4、甲20)及び弁論の全趣旨を総合すれば、平成13年ころ、室戸市は、原告らの住民税の取扱いを所得税の取扱いと合わせるために、安芸税務署の担当職員と事実上の協議を行ったところ、安芸税務署は遠洋まぐろ漁船の乗組員は非居住者に該当すると取り扱っていることが判明したため、室戸市も原告らに住民税を課さない取扱いをしたこと、安芸税務署は、平成13年から平成16年までは、原告らに対して所得税の確定申告をするよう指導をしなかったが、平成17年になって所得税の確定申告をするよう指導したことがそれぞれ認められる。

しかしながら、安芸税務署長が、納税者である原告らに対して、信頼の対象となるべき公的見解を表示したことを認めるに足りる証拠はなく、また、そもそも、原告らは、本来法律に従って負担すべき課税処分を受けたにすぎず、納税者が、特定の表示を信頼して行動したことによって、経済的不利益を受けることになったとは認められない。

ウ また、原告らは、国税庁が、外国法人が運航し、外国の港を基地として操業する漁船に継続して1年以上乗船した日本人漁船船員は、我が国に住所がないものと推定して差し支えな

い旨の公的見解を示したとも主張し、この主張に沿う証拠として、H組合発行の機関誌「I」昭和60年3月号（甲17）及び「J」昭和62年3月10日号（甲14）並びに東京国税局課税第一部個人課税課長が編集し、同課課長補佐らが執筆した「回答事例による所得税質疑応答集」（甲18）を提出した。

しかしながら、上記「I」及び「J」の記事によって、税務官庁である国税庁が、納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したと認めることはできず、また、上記「回答事例による所得税質疑応答集」（甲18）の記載は、その内容や体裁等を見れば、執筆者又は編者である担当職員の見解が示されているものであって、国税庁の公的見解の表示とまでは認め難いことはもとより、そもそもこの記載は、「下船期間は現地に居住している」事案についての回答であって、前記認定のとおり、下船期間は家族と共に日本に居住している本件原告らの場合とは事情を異にする事案についての見解にすぎないものである。

そして、他に、国税庁の責任ある立場にある者が、原告らが主張する見解を示したことをうかがわせる証拠はなく、原告らが主張する国税庁の公的見解が存するとは認められない。  
エ さらに、原告らは、安芸税務署が、高知行政評価事務所に対し、下船期間に現地で居住している場合は、陸上勤務者とのバランスを図り、非居住者として取り扱われる場合があると説明しており、これが原告らを非居住者であると認めた公的見解であると主張し、これに沿う証拠として、高知行政評価事務所行政相談課長が作成した「行政相談事案の回答について」と題する書面（甲20）を提出した。

しかしながら、証拠（甲17、20）及び弁論の全趣旨によれば、原告主張のような説明がされたことがあったとしても、それは被告が主張するように、「下船期間に現地で居住している場合」についての説明がされたものと推認されるのであって、その見解が、本件の原告らのように、下船期間は家族と共に日本に居住している場合についての見解に該当しないことは明らかである。

オ 以上によれば、本件において、納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存するということはできないから、本件は、原告らの主張するような信義則の法理を適用すべき事案であるということとはできない。

### 3 争点(3)（本件各処分が租税法律主義に違反するか。）について

原告らは、本件各処分は、新たな法律によらずに非居住者としての取扱いを変更して居住者として所得税を課するものであるから、租税法律主義に違反すると主張する。

しかしながら、本件各処分は、前記認定のとおり、原告らそれぞれについての客観的な事実関係に基づいて、原告らが所得税法2条1項3号にいう「居住者」に該当すると認定して行われたものであり、所得税法及び国税通則法の規定に基づいて行われたものであるから、これが租税法律主義に反しないことは明らかである。

### 4 争点(4)（本件各処分が課税の公平に違反するか。）について

原告らは、本件各処分が、外国船籍の乗組員を非居住者とする静岡県清水市、宮城県石巻市での取扱いや、外国法人に雇用される陸上勤務者を非居住者とする取扱いと異にしており、課税の公平を欠くと主張する。

しかしながら、所得税法2条1項3号にいう「居住者」に該当するか否かは、その者に関する客観的な事実関係に基づいて個別的に判断されるものであり、外国船籍の乗組員や外国法人に雇

用される陸上勤務者を一律に非居住者として取り扱うというものではない。そして、原告らについては、原告らそれぞれに関する客観的な事実関係に基づいて所得税法にいう「居住者」に該当すると判断したものであって、他に、「居住者」に該当しないと判断された者がいることから、上記判断が課税の公平に反することになるものではないことは明らかである。

5 争点(5) (本件各処分に理由の付記がないことが違法であるか。) について

国税通則法 28 条 3 項は、決定通知書には、その決定に係る課税標準等及び税額等を記載しなければならないと規定しており、その決定の理由の記載は必要とされておらず、また、同法 74 条の 2 第 1 項は国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為については行政手続法第 3 章の規定は適用しないと規定しており、不利益処分につき理由の付記を必要とした行政手続法 14 条の規定は適用されない。

そして、他に、本件各処分に、理由の付記が必要であると認めるべき規定はないから、理由の付記がないからといって、本件各処分が違法になると解することはできない。

6 小括

以上検討したところによれば、本件各処分を違法であると解すべき理由は認め難いところ、他に、本件各処分を違法とすべき事情は見出し難い。

したがって、本件各処分は適法である。

第 4 結論

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法 7 条、民事訴訟法 61 条、65 条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 3 部

裁判長裁判官 定塚 誠

裁判官 中山 雅之

裁判官 佐々木 健二

(別紙) 指定代理人目録

|    |    |    |    |    |    |    |    |    |   |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 小幡 | 葉子 | 雨宮 | 恒夫 | 片桐 | 克典 | 岡田 | 知美 | 松澤 | 悟 |
| 浪越 | 吉則 | 池見 | 融  | 河野 | 康  |    |    |    |   |

別紙1-1 課税処分の経緯（原告甲）

（単位：円）

| 年分 | 区分   | 年月日         | 総所得金額<br>(給与所得の額) | 所得控除の<br>金額 | 課税総所得<br>金額 | 納付すべき<br>税額 |
|----|------|-------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|
| 13 | 決定処分 | 平成18年10月10日 | 7,443,536         | 380,000     | 7,063,000   | 866,000     |
|    | 異議申立 | 平成18年11月13日 | 全部取り消し            |             |             |             |
|    | 同上決定 | 平成19年2月5日   | 棄却                |             |             |             |
|    | 審査請求 | 平成19年3月1日   | 全部取り消し            |             |             |             |
|    | 同上裁決 | 平成19年12月21日 | 棄却                |             |             |             |
| 14 | 決定処分 | 平成18年10月10日 | 7,514,530         | 380,000     | 7,134,000   | 877,400     |
|    | 異議申立 | 平成18年11月13日 | 全部取り消し            |             |             |             |
|    | 同上決定 | 平成19年2月5日   | 棄却                |             |             |             |
|    | 審査請求 | 平成19年3月1日   | 全部取り消し            |             |             |             |
|    | 同上裁決 | 平成19年12月21日 | 棄却                |             |             |             |
| 15 | 決定処分 | 平成18年10月10日 | 6,042,750         | 380,000     | 5,662,000   | 641,900     |
|    | 異議申立 | 平成18年11月13日 | 全部取り消し            |             |             |             |
|    | 同上決定 | 平成19年2月5日   | 棄却                |             |             |             |
|    | 審査請求 | 平成19年3月1日   | 全部取り消し            |             |             |             |
|    | 同上裁決 | 平成19年12月21日 | 棄却                |             |             |             |
| 16 | 決定処分 | 平成18年10月10日 | 5,737,488         | 380,000     | 5,357,000   | 593,100     |
|    | 異議申立 | 平成18年11月13日 | 全部取り消し            |             |             |             |
|    | 同上決定 | 平成19年2月5日   | 棄却                |             |             |             |
|    | 審査請求 | 平成19年3月1日   | 全部取り消し            |             |             |             |
|    | 同上裁決 | 平成19年12月21日 | 棄却                |             |             |             |

別紙1-2 課税処分の経緯（原告乙）

（単位：円）

| 年分 | 区分    | 年月日         | 総所得金額<br>(給与所得の額) | 所得控除の<br>金額 | 課税総所得<br>金額 | 納付すべき<br>税額 | 無申告<br>加算税の額 |  |
|----|-------|-------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--|
| 13 | 決定処分  | 平成18年10月10日 | 2,436,000         | 1,520,000   | 916,000     | 73,200      |              |  |
|    | 異議申立  | 平成18年11月13日 | 全部取り消し            |             |             |             |              |  |
|    | 同上決定  | 平成19年2月5日   | 2,436,000         | 1,770,000   | 666,000     | 53,200      |              |  |
|    | 審査請求  | 平成19年3月1日   | 全部取り消し            |             |             |             |              |  |
|    | 同上裁決  | 平成20年1月30日  | 2,436,000         | 1,838,700   | 597,000     | 47,700      |              |  |
| 14 | 決定処分  | 平成18年10月10日 | 4,538,400         | 1,270,000   | 3,268,000   | 261,400     |              |  |
|    | 異議申立  | 平成18年11月13日 | 全部取り消し            |             |             |             |              |  |
|    | 同上決定  | 平成19年2月5日   | 棄却                |             |             |             |              |  |
|    | 審査請求  | 平成19年3月1日   | 全部取り消し            |             |             |             |              |  |
|    | 同上裁決  | 平成20年1月30日  | 4,538,400         | 1,335,500   | 3,202,000   | 256,100     |              |  |
| 15 | 決定処分  | 平成18年10月10日 | 6,094,500         | 760,000     | 5,334,000   | 589,400     |              |  |
|    | 異議申立  | 平成18年11月13日 | 全部取り消し            |             |             |             |              |  |
|    | 同上決定  | 平成19年2月5日   | 6,094,500         | 1,520,000   | 4,574,000   | 467,800     |              |  |
|    | 審査請求  | 平成19年3月1日   | 全部取り消し            |             |             |             |              |  |
|    | 同上裁決  | 平成20年1月30日  | 6,094,500         | 1,643,800   | 4,450,000   | 448,000     |              |  |
| 16 | 決定処分  | 平成18年10月10日 | 4,740,000         | 760,000     | 3,980,000   | 372,800     |              |  |
|    | 異議申立  | 平成18年11月13日 | 全部取り消し            |             |             |             |              |  |
|    | 同上決定  | 平成19年2月5日   | 棄却                |             |             |             |              |  |
|    | 審査請求  | 平成19年3月1日   | 全部取り消し            |             |             |             |              |  |
|    | 同上裁決  | 平成20年1月30日  | 4,740,000         | 819,100     | 3,920,000   | 363,200     |              |  |
| 17 | 決定処分等 | 平成18年10月10日 | 5,325,000         | 760,000     | 4,565,000   | 466,400     | 69,000       |  |
|    | 異議申立  | 平成18年11月13日 | 全部取り消し            |             |             |             |              |  |
|    | 同上決定  | 平成19年2月5日   | 棄却                |             |             |             |              |  |
|    | 審査請求  | 平成19年3月1日   | 全部取り消し            |             |             |             |              |  |
|    | 同上裁決  | 平成20年1月30日  | 棄却                |             |             |             |              |  |

## 別紙1-3 課税処分の経緯（原告丙）

（単位：円）

| 年分 | 区分   | 年月日         | 給与所得の額    | 雑所得の額   | 総所得金額     | 所得控除の金額   | 課税総所得金額   | 納付すべき税額 |
|----|------|-------------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 13 | 決定処分 | 平成18年10月10日 | 2,375,200 | 0       | 2,375,200 | 1,612,700 | 762,000   | 60,900  |
|    | 異議申立 | 平成18年11月13日 | 全部取り消し    |         |           |           |           |         |
|    | 同上決定 | 平成19年2月5日   | 棄却        |         |           |           |           |         |
|    | 審査請求 | 平成19年3月1日   | 全部取り消し    |         |           |           |           |         |
|    | 同上裁決 | 平成19年12月21日 | 棄却        |         |           |           |           |         |
| 14 | 決定処分 | 平成18年10月10日 | 4,727,200 | 0       | 4,727,200 | 1,469,300 | 3,257,000 | 260,500 |
|    | 異議申立 | 平成18年11月13日 | 全部取り消し    |         |           |           |           |         |
|    | 同上決定 | 平成19年2月5日   | 棄却        |         |           |           |           |         |
|    | 審査請求 | 平成19年3月1日   | 全部取り消し    |         |           |           |           |         |
|    | 同上裁決 | 平成19年12月21日 | 棄却        |         |           |           |           |         |
| 15 | 決定処分 | 平成18年10月10日 | 4,727,200 | 0       | 4,727,200 | 1,535,100 | 3,192,000 | 255,300 |
|    | 異議申立 | 平成18年11月13日 | 全部取り消し    |         |           |           |           |         |
|    | 同上決定 | 平成19年2月5日   | 棄却        |         |           |           |           |         |
|    | 審査請求 | 平成19年3月1日   | 全部取り消し    |         |           |           |           |         |
|    | 同上裁決 | 平成19年12月21日 | 棄却        |         |           |           |           |         |
| 16 | 決定処分 | 平成18年10月10日 | 1,836,000 | 0       | 1,836,000 | 1,163,100 | 672,000   | 53,700  |
|    | 異議申立 | 平成18年11月13日 | 全部取り消し    |         |           |           |           |         |
|    | 同上決定 | 平成19年2月5日   | 棄却        |         |           |           |           |         |
|    | 審査請求 | 平成19年3月1日   | 全部取り消し    |         |           |           |           |         |
|    | 同上裁決 | 平成19年12月21日 | 棄却        |         |           |           |           |         |
| 17 | 決定処分 | 平成18年10月10日 | 4,260,000 | 394,448 | 4,654,448 | 1,138,420 | 3,516,000 | 298,500 |
|    | 異議申立 | 平成18年11月13日 | 全部取り消し    |         |           |           |           |         |
|    | 同上決定 | 平成19年2月5日   | 棄却        |         |           |           |           |         |
|    | 審査請求 | 平成19年3月1日   | 全部取り消し    |         |           |           |           |         |
|    | 同上裁決 | 平成19年12月21日 | 棄却        |         |           |           |           |         |

## 別紙1-4 課税処分の経緯（原告丁）

（単位：円）

| 年分 | 区分   | 年月日         | 給与所得の額    | 雑所得の額   | 総所得金額     | 所得控除の金額   | 課税総所得金額   | 納付すべき税額 |
|----|------|-------------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 13 | 決定処分 | 平成18年10月10日 | 3,946,400 | 0       | 3,946,400 | 1,170,000 | 2,776,000 | 222,000 |
|    | 異議申立 | 平成18年11月13日 | 全部取り消し    |         |           |           |           |         |
|    | 同上決定 | 平成19年2月5日   | 棄却        |         |           |           |           |         |
|    | 審査請求 | 平成19年3月1日   | 全部取り消し    |         |           |           |           |         |
|    | 同上裁決 | 平成20年1月30日  | 3,946,400 | 0       | 3,946,400 | 1,601,100 | 2,345,000 | 187,600 |
| 14 | 決定処分 | 平成18年10月10日 | 3,808,800 | 0       | 3,808,800 | 1,320,000 | 2,488,000 | 199,000 |
|    | 異議申立 | 平成18年11月13日 | 全部取り消し    |         |           |           |           |         |
|    | 同上決定 | 平成19年2月5日   | 棄却        |         |           |           |           |         |
|    | 審査請求 | 平成19年3月1日   | 全部取り消し    |         |           |           |           |         |
|    | 同上裁決 | 平成20年1月30日  | 3,808,800 | 0       | 3,808,800 | 1,687,000 | 2,121,000 | 169,600 |
| 15 | 決定処分 | 平成18年10月10日 | 2,127,200 | 0       | 2,127,200 | 1,220,000 | 907,000   | 72,500  |
|    | 異議申立 | 平成18年11月13日 | 全部取り消し    |         |           |           |           |         |
|    | 同上決定 | 平成19年2月5日   | 棄却        |         |           |           |           |         |
|    | 審査請求 | 平成19年3月1日   | 全部取り消し    |         |           |           |           |         |
|    | 同上裁決 | 平成20年1月30日  | 2,127,200 | 0       | 2,127,200 | 1,600,200 | 527,000   | 42,100  |
| 16 | 決定処分 | 平成18年10月10日 | 2,951,200 | 759,843 | 3,711,043 | 1,460,203 | 2,250,000 | 180,000 |
|    | 異議申立 | 平成18年11月13日 | 全部取り消し    |         |           |           |           |         |
|    | 同上決定 | 平成19年2月5日   | 棄却        |         |           |           |           |         |
|    | 審査請求 | 平成19年3月1日   | 全部取り消し    |         |           |           |           |         |
|    | 同上裁決 | 平成20年1月30日  | 2,800,800 | 759,843 | 3,560,643 | 1,808,003 | 1,752,000 | 140,100 |

(別紙2) 本件各処分の根拠

1 原告らに対する所得税の決定処分の根拠

(1) 原告甲の納付すべき税額等について

ア 平成13年分

(ア) 総所得金額 744万3536円

上記金額は、次の給与所得の金額である。

給与所得の金額 744万3536円

上記金額は、平成13年中に原告甲名義のA銀行室戸支店普通預金口座No.

(以下「原告甲普通預金口座」という。)に入金された給与の額960万3929円から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額216万0393円を控除した後の金額である。

(イ) 所得控除の額の合計額 38万円

上記金額は、次の基礎控除の額である。

基礎控除の額 38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する金額である。

(ウ) 課税総所得金額 706万3000円

上記金額は、前記(ア)の総所得金額744万3536円から前記(イ)の所得控除の額の合計額38万円を控除した後の金額(ただし、国税通則法(以下「通則法」という。)118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である。

(エ) 納付すべき税額 86万6000円

上記金額は、次のAからBの金額を差し引いた後の金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である。

A 課税総所得金額に対する税額 108万2600円

上記金額は、前記(ウ)の課税総所得金額706万3000円に所得税法89条1項の税率(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号。ただし、平成17年法律第21号による改正前のもの。以下「負担軽減措置法」という。)4条の特例を適用したもの。以下同じ。)を乗じて算出した金額である。

B 定率減税額 21万6520円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。

イ 平成14年分

(ア) 総所得金額 751万4530円

上記金額は、次の給与所得の金額である。

給与所得の金額 751万4530円

上記金額は、平成14年中に原告甲普通預金口座に入金された給与の額968万2812円から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額216万8282円を控除した後の金額である。

(イ) 所得控除の額の合計額 38万円

上記金額は、次の基礎控除の額である。

基礎控除の額 38万円

上記金額は、所得税法 86 条に規定する金額である。

(ウ) 課税総所得金額 713万4000円

上記金額は、前記(ア)の総所得金額751万4530円から前記(イ)の所得控除の額の合計額38万円を控除した後の金額である。

(エ) 納付すべき税額 87万7400円

上記金額は、次のAからBの金額を差し引いた後の金額である。

A 課税総所得金額に対する税額 109万6800円

上記金額は、前記(ウ)の課税総所得金額713万4000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

B 定率減税額 21万9360円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。

ウ 平成15年分

(ア) 総所得金額 604万2750円

上記金額は、次の給与所得の金額である。

給与所得の金額 604万2750円

上記金額は、平成15年中に原告甲普通預金口座に入金された給与の額804万7500円から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額200万4750円を控除した後の金額である。

(イ) 所得控除の額の合計額 38万円

上記金額は、次の基礎控除の額である。

基礎控除の額 38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する金額である。

(ウ) 課税総所得金額 566万2000円

上記金額は、前記(ア)の総所得金額604万2750円から前記(イ)の所得控除の額の合計額38万円を控除した後の金額である。

(エ) 納付すべき税額 64万1900円

上記金額は、次のAからBの金額を差し引いた後の金額である。

A 課税総所得金額に対する税額 80万2400円

上記金額は、前記(ウ)の課税総所得金額566万2000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

B 定率減税額 16万0480円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。

エ 平成16年分

(ア) 総所得金額 573万7488円

上記金額は、次の給与所得の金額である。

給与所得の金額 573万7488円

上記金額は、平成16年中に原告甲普通預金口座に入金された給与の額770万8321円から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額197万0833円を控除した後の金額である。

(イ) 所得控除の額の合計額 38万円

上記金額は、次の基礎控除の額である。

基礎控除の額 38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する金額である。

(ウ) 課税総所得金額 535万7000円

上記金額は、前記(ア)の総所得金額573万7488円から前記(イ)の所得控除の額の合計額38万円を控除した後の金額である。

(エ) 納付すべき税額 59万3100円

上記金額は、次のAからBの金額を差し引いた後の金額である。

A 課税総所得金額に対する税額 74万1400円

上記金額は、前記(ウ)の課税総所得金額535万7000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

B 定率減税額 14万8280円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。

(2) 原告乙の納付すべき税額等について

ア 平成13年分

(ア) 総所得金額 243万6000円

上記金額は、次の給与所得の金額である。

給与所得の金額 243万6000円

上記金額は、平成13年中に原告乙名義のB銀行室戸支店普通預金口座N○.

及び普通預金口座N○.

(以下これらを「原告乙各普通預金口座」とい

う。)に入金された給与の額372万円について所得税法28条3項及び4項の規定を適用して算出した金額である。

(イ) 所得控除の額の合計額 183万8700円

上記金額は、次のAないしEの合計金額である。

A 社会保険料控除の額 6万8700円

上記金額は、平成13年中に支払われた国民健康保険税の額であり、所得税法74条の規定により控除する金額である。

B 配偶者控除の額 38万円

上記金額は、原告乙の妻戊を控除対象配偶者とする所得税法83条に規定する金額である。

C 配偶者特別控除の額 38万円

上記金額は、戊の平成13年中の所得金額(零円)を基礎とし、平成15年法律第8号による改正前の所得税法83条の2(以下「改正前所得税法83条の2」という。)の規定により算出した金額である。

D 扶養控除の額 63万円

上記金額は、原告乙の子Cを特定扶養控除とする所得税法84条及び負担軽減措置法3条に規定する金額である。

E 基礎控除の額 38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する金額である。

(ウ) 課税総所得金額 59万7000円

上記金額は、前記(ア)の総所得金額から前記(イ)の所得控除の額の合計額183万8700円を控除した後の金額である。

(エ) 納付すべき税額 4万7700円

上記金額は、次のAからBの金額を差し引いた後の金額である。

A 課税総所得金額に対する税額 5万9700円

上記金額は、前記(ウ)の課税総所得金額59万7000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

B 定率減税額 1万1940円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。

#### イ 平成14年分

(ア) 総所得金額 453万8400円

上記金額は、次の給与所得の金額である。

給与所得の金額 453万8400円

上記金額は、平成14年中に原告乙各普通預金口座に入金された給与の額635万円について所得税法28条3項及び4項の規定を適用して算出した金額である。

(イ) 所得控除の額の合計額 133万5500円

上記金額は、次のAないしEの合計金額である。

A 社会保険料控除の額 6万5500円

上記金額は、平成14年中に支払われた国民健康保険税の額であり、所得税法74条の規定により控除する金額である。

B 配偶者控除の額 38万円

上記金額は、戊を控除対象配偶者とする所得税法83条に規定する金額である。

C 配偶者特別控除の額 13万円

上記金額は、戊の平成14年中の所得金額(28万9592円)を基礎とし、改正前所得税法83条の2の規定により算出した金額である。

D 扶養控除の額 38万円

上記金額は、Cを扶養親族とする所得税法84条に規定する金額である。

E 基礎控除の額 38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する金額である。

(ウ) 課税総所得金額 320万2000円

上記金額は、前記(ア)の総所得金額453万8400円から前記(イ)の所得控除の額の合計額133万5500円を控除した後の金額である。

(エ) 納付すべき税額 25万6100円

上記金額は、次のAからBの金額を差し引いた後の金額である。

A 課税総所得金額に対する税額 32万0200円

上記金額は、前記(ウ)の課税総所得金額320万2000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

B 定率減税額 6万4040円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。

#### ウ 平成15年分

- (ア) 総所得金額 609万4500円  
 上記金額は、次の給与所得の金額である。  
 給与所得の金額 609万4500円  
 上記金額は、平成15年中に原告乙各普通預金口座に入金された給与の額810万5000円から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額201万0500円を控除した後の金額である。
- (イ) 所得控除の額の合計額 164万3800円  
 上記金額は、次のAないしEの合計金額である。
- A 社会保険料控除の額 12万3800円  
 上記金額は、平成15年中に支払われた国民健康保険税の額であり、所得税法74条の規定により控除する金額である。
- B 配偶者控除の額 38万円  
 上記金額は、戊を控除対象配偶者とする所得税法83条に規定する金額である。
- C 配偶者特別控除の額 38万円  
 上記金額は、戊の平成15年中の所得金額(零円)を基礎とし、改正前所得税法83条の2の規定により算出した金額である。
- D 扶養控除の額 38万円  
 上記金額は、Cを扶養親族とする所得税法84条に規定する金額である。
- E 基礎控除の額 38万円  
 上記金額は、所得税法86条に規定する金額である。
- (ウ) 課税総所得金額 445万円  
 上記金額は、前記(ア)の総所得金額609万4500円から前記(イ)の所得控除の額の合計額164万3800円を控除した後の金額である。
- (エ) 納付すべき税額 44万8000円  
 上記金額は、次のAからBの金額を差し引いた後の金額である。
- A 課税総所得金額に対する税額 56万円  
 上記金額は、前記(ウ)の課税総所得金額445万円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。
- B 定率減税額 11万2000円  
 上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。
- エ 平成16年分
- (ア) 総所得金額 474万円  
 上記金額は、次の給与所得の金額である。  
 給与所得の金額 474万円  
 上記金額は、平成16年中に原告乙各普通預金口座に入金された給与の額660万円から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額186万円を控除した後の金額である。
- (イ) 所得控除の額の合計額 81万9100円  
 上記金額は、次のAないしCの合計金額である。
- A 社会保険料控除の額 5万9100円  
 上記金額は、平成16年中に支払われた国民健康保険税の額であり、所得税法74条の

規定により控除する金額である。

B 配偶者控除の額 38万円

上記金額は、戊を控除対象配偶者とする所得税法83条に規定する金額である。

C 基礎控除の額 38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する金額である。

(ウ) 課税総所得金額 392万円

上記金額は、前記(ア)の総所得金額474万円から前記(イ)の所得控除の額の合計額81万9100円を控除した後の金額である。

(エ) 納付すべき税額 36万3200円

上記金額は、次のAからBの金額を差し引いた後の金額である。

A 課税総所得金額に対する税額 45万4000円

上記金額は、前記(ウ)の課税総所得金額392万円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

B 定率減税額 9万0800円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。

オ 平成17年分

(ア) 総所得金額 559万5000円

上記金額は、次の給与所得の金額である。

給与所得の金額 559万5000円

上記金額は、平成17年中に原告乙各普通預金口座に入金された給与の額755万円について所得税法28条3項に規定する給与所得控除額195万5000円を控除した後の金額である。

(イ) 所得控除の額の合計額 81万4800円

上記金額は、次のAないしCの合計金額である。

A 社会保険料控除の額 5万4800円

上記金額は、平成17年中に支払われた国民健康保険税の額であり、所得税法74条の規定により控除する金額である。

B 配偶者控除 38万円

上記金額は、戊を控除対象配偶者とする所得税法83条に規定する金額である。

C 基礎控除の額 38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する金額である。

(ウ) 課税総所得金額 478万円

上記金額は、前記(ア)の総所得金額559万5000円から前記(イ)の所得控除の額の合計額81万4800円を控除した後の金額である。

(エ) 納付すべき税額 50万0800円

上記金額は、次のAからBの金額を差し引いた後の金額である。

A 課税総所得金額に対する税額 62万6000円

上記金額は、前記(ウ)の課税総所得金額478万円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

B 定率減税額 12万5200円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。

(3) 原告丙の納付すべき税額等について

ア 平成13年分

(ア) 総所得金額 237万5200円

上記金額は、次の給与所得の金額である。

給与所得の金額 237万5200円

上記金額は、平成13年中に原告丙名義のA銀行室戸支店普通預金口座N○.

(以下「原告丙普通預金口座」という。)に入金された給与の額364万6400円について所得税法28条3項及び4項の規定を適用して算出した金額である。

(イ) 所得控除の額の合計額 161万2700円

上記金額は、次のAないしDの合計金額である。

A 社会保険料控除の額 47万2700円

上記金額は、平成13年中に支払われた国民健康保険税及び国民年金保険料の合計額であり、所得税法74条の規定により控除する金額である。

B 配偶者控除の額 38万円

上記金額は、原告丙の妻Dを控除対象配偶者とする所得税法83条に規定する金額である。

C 配偶者特別控除の額 38万円

上記金額は、Dの平成13年中の所得金額(零円)を基礎とし、改正前所得税法83条の2の規定により算出した金額である。

D 基礎控除の額 38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する金額である。

(ウ) 課税総所得金額 76万2000円

上記金額は、前記(ア)の総所得金額237万5200円から前記(イ)の所得控除の額の合計額161万2700円を控除した後の金額である。

(エ) 納付すべき税額 6万0900円

上記金額は、次のAからBの金額を差し引いた後の金額である。

A 課税総所得金額に対する税額 7万6200円

上記金額は、前記(ウ)の課税総所得金額76万2000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

B 定率減税額 1万5240円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。

イ 平成14年分

(ア) 総所得金額 472万7200円

上記金額は、次の給与所得の金額である。

給与所得の金額 472万7200円

上記金額は、平成14年中に原告丙名義普通預金口座に入金された給与の額658万5600円について所得税法28条3項及び4項の規定を適用して算出した金額である。

(イ) 所得控除の額の合計額 146万9300円

上記金額は、次のAないしDの合計金額である。

- A 社会保険料控除の額 32万9300円  
上記金額は、平成14年中に支払われた国民健康保険税及び国民年金保険料の合計額であり、所得税法74条の規定により控除する金額である。
- B 配偶者控除の額 38万円  
上記金額は、Dを控除対象配偶者とする所得税法83条に規定する金額である。
- C 配偶者特別控除の額 38万円  
上記金額は、Dの平成14年中の所得金額（零円）を基礎とし、改正前所得税法83条の2の規定により算出した金額である。
- D 基礎控除の額 38万円  
上記金額は、所得税法86条に規定する金額である。
- (ウ) 課税総所得金額 325万7000円  
上記金額は、前記(ア)の総所得金額472万7200円から前記(イ)の所得控除の額の合計額146万9300円を控除した後の金額である。
- (エ) 納付すべき税額 26万0500円  
上記金額は、次のAからBの金額を差し引いた後の金額である。
- A 課税総所得金額に対する税額 32万5700円  
上記金額は、前記(ウ)の課税総所得金額325万7000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。
- B 定率減税額 6万5140円  
上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。
- ウ 平成15年分
- (ア) 総所得金額 472万7200円  
上記金額は、次の給与所得の金額である。  
給与所得の金額 472万7200円  
上記金額は、平成15年中に原告丙名義普通預金口座に入金された給与の額658万7600円について所得税法28条3項及び4項の規定を適用して算出した金額である。
- (イ) 所得控除の額の合計額 153万5100円  
上記金額は、次のAないしDの合計金額である。
- A 社会保険料控除の額 39万5100円  
上記金額は、平成15年中に支払われた国民健康保険税及び国民年金保険料の合計額であり、所得税法74条の規定により控除する金額である。
- B 配偶者控除の額 38万円  
上記金額は、Dを控除対象配偶者とする所得税法83条に規定する金額である。
- C 配偶者特別控除の額 38万円  
上記金額は、Dの平成15年中の所得金額（零円）を基礎とし、改正前所得税法83条の2の規定により算出した金額である。
- D 基礎控除の額 38万円  
上記金額は、所得税法86条に規定する金額である。
- (ウ) 課税総所得金額 319万2000円  
上記金額は、前記(ア)の総所得金額472万7200円から前記(イ)の所得控除の額の合

計額153万5100円を控除した後の金額である。

(エ) 納付すべき税額 25万5300円

上記金額は、次のAからBの金額を差し引いた後の金額である。

A 課税総所得金額に対する税額 31万9200円

上記金額は、前記(ウ)の課税総所得金額319万2000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

B 定率減税額 6万3840円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。

エ 平成16年分

(ア) 総所得金額 183万6000円

上記金額は、次の給与所得の金額である。

給与所得の金額 183万6000円

上記金額は、平成16年中に原告丙名義普通預金口座に入金された給与の額288万2235円について所得税法28条3項及び4項の規定を適用して算出した金額である。

(イ) 所得控除の額の合計額 116万3100円

上記金額は、次のAないしCの合計金額である。

A 社会保険料控除の額 40万3100円

上記金額は、平成16年中に支払われた国民健康保険税及び国民年金保険料の合計額であり、所得税法74条の規定により控除する金額である。

B 配偶者控除の額 38万円

上記金額は、Dを控除対象配偶者とする所得税法83条に規定する金額である。

C 基礎控除の額 38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する金額である。

(ウ) 課税総所得金額 67万2000円

上記金額は、前記(ア)の総所得金額183万6000円から前記(イ)の所得控除の額の合計額116万3100円を控除した後の金額である。

(エ) 納付すべき税額 5万3700円

上記金額は、次のAからBの金額を差し引いた後の金額である。

A 課税総所得金額に対する税額 6万7200円

上記金額は、前記(ウ)の課税総所得金額67万2000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

B 定率減税額 1万3440円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。

オ 平成17年分

(ア) 総所得金額 465万4448円

上記金額は、次のA及びBの合計金額である。

A 給与所得の金額 426万円

上記金額は、平成17年中に原告丙名義普通預金口座に入金された給与の額600万円について所得税法28条3項及び4項の規定を適用して算出した金額である。

B 雑所得の金額 39万4448円

上記金額は、平成17年中に支払を受けた公的年金等の金額109万4448円から所得税法35条4項に規定する公的年金等控除額70万円を控除した後の金額である。

(イ) 所得控除の額の合計額 113万8420円

上記金額は、次のAないしCの合計金額である。

A 社会保険料控除の額 37万8420円

上記金額は、平成17年中に支払われた国民健康保険税及び国民年金保険料の合計額であり、所得税法74条の規定により控除する金額である。

B 配偶者控除の額 38万円

上記金額は、Dを控除対象配偶者とする所得税法83条に規定する金額である。

C 基礎控除の額 38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する金額である。

(ウ) 課税総所得金額 351万6000円

上記金額は、前記(ア)の総所得金額465万4448円から前記(イ)の所得控除の額の合計額113万8420円を控除した後の金額である。

(エ) 納付すべき税額 29万8500円

上記金額は、次のAからBの金額を差し引いた後の金額である。

A 課税総所得金額に対する税額 37万3200円

上記金額は、前記(ウ)の課税総所得金額351万6000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

B 定率減税額 7万4640円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。

#### (4) 原告丁の納付すべき税額等について

##### ア 平成13年分

(ア) 総所得金額 394万6400円

上記金額は、次の給与所得の金額である。

給与所得の金額 394万6400円

上記金額は、平成13年中に原告丁名義のA銀行室戸支店普通預金口座N○.

(以下「原告丁普通預金口座」という。)に入金された給与の額560万9000円について所得税法28条3項及び4項の規定を適用して算出した金額である。

(イ) 所得控除の額の合計額 160万1100円

上記金額は、次のAないしDの合計金額である。

A 社会保険料控除の額 43万1100円

上記金額は、平成13年中に支払われた国民健康保険税及び国民年金保険料の合計額であり、所得税法74条の規定により控除する金額である。

B 配偶者特別控除の額 21万円

上記金額は、原告丁の妻Eの平成13年中の所得金額(57万6880円)を基礎とし、改正前所得税法83条の2の規定により算出した金額である。

C 扶養控除の額 58万円

上記金額は、原告丁の母Fを老人扶養親族として所得税84条1項及び租税特別措置法41条の15第2項(平成15年法律第8号による改正前のもの。以下「改正前措置法4

- 1条の15第2項」という。)の規定により控除する金額である。
- D 基礎控除の額 38万円  
上記金額は、所得税法86条に規定する金額である。
- (ウ) 課税総所得金額 234万5000円  
上記金額は、前記(ア)の総所得金額394万6400円から前記(イ)の所得控除の額の合計額160万1100円を控除した後の金額である。
- (エ) 納付すべき税額 18万7600円  
上記金額は、次のAからBの金額を差し引いた後の金額である。
- A 課税総所得金額に対する税額 23万4500円  
上記金額は、前記(ウ)の課税総所得金額234万5000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。
- B 定率減税額 4万6900円  
上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。
- イ 平成14年分
- (ア) 総所得金額 380万8800円  
上記金額は、次の給与所得の金額である。  
給与所得の金額 380万8800円  
上記金額は、平成14年中に原告丁普通預金口座に入金された給与の額543万9500円について所得税法28条3項及び4項の規定を適用して算出した金額である。
- (イ) 所得控除の額の合計額 168万7000円  
上記金額は、次のAないしDの合計金額である。
- A 社会保険料控除の額 36万7000円  
上記金額は、平成14年中に支払われた国民健康保険税及び国民年金保険料の合計額であり、所得税法74条の規定により控除する金額である。
- B 配偶者特別控除の額 36万円  
上記金額は、Eの平成14年中的所得金額(44万3350円)を基礎とし、改正前所得税法83条の2の規定により算出した金額である。
- C 扶養控除の額 58万円  
上記金額は、Fを老人扶養親族として所得税法84条1項及び改正前措置法41条の15第2項の規定により控除する金額である。
- D 基礎控除の額 38万円  
上記金額は、所得税法86条に規定する金額である。
- (ウ) 課税総所得金額 212万1000円  
上記金額は、前記(ア)の総所得金額380万8800円から前記(イ)の所得控除の額の合計額168万7000円を控除した後の金額である。
- (エ) 納付すべき税額 16万9600円  
上記金額は、次のAからBの金額を差し引いた後の金額である。
- A 課税総所得金額に対する税額 21万2100円  
上記金額は、前記(ウ)の課税総所得金額212万1000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

B 定率減税額 4万2420円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。

ウ 平成15年分

(ア) 総所得金額 212万7200円

上記金額は、次の給与所得の金額である。

給与所得の金額 212万7200円

上記金額は、平成15年中に原告丁普通預金口座に入金された給与の額329万9000円について所得税法28条3項及び4項の規定を適用して算出した金額である。

(イ) 所得控除の額の合計額 160万0200円

上記金額は、次のAないしDの合計金額である。

A 社会保険料控除の額 38万0200円

上記金額は、平成15年中に支払われた国民健康保険税及び国民年金保険料の合計額であり、所得税法74条の規定により控除する金額である。

B 配偶者特別控除の額 26万円

上記金額は、Eの平成15年中の所得金額(51万5800円)を基礎とし、改正前所得税法83条の2の規定により算出した金額である。

C 扶養控除の額 58万円

上記金額は、Fを老人扶養親族として所得税法84条1項及び改正前措置法41条の15第2項の規定により控除する金額である。

D 基礎控除の額 38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する金額である。

(ウ) 課税総所得金額 52万7000円

上記金額は、前記(ア)の総所得金額212万7200円から前記(イ)の所得控除の額の合計額160万0200円を控除した後の金額である。

(エ) 納付すべき税額 4万2100円

上記金額は、次のAからBの金額を差し引いた後の金額である。

A 課税総所得金額に対する税額 5万2700円

上記金額は、前記(ウ)の課税総所得金額52万7000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

B 定率減税額 1万0540円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。

エ 平成16年分

(ア) 総所得金額 356万0643円

上記金額は、次のA及びBの合計金額である。

A 給与所得の金額 280万0800円

上記金額は、平成16年中に原告丁普通預金口座に入金された給与の額296万7000円及び室戸市在住の訴外Gから支払われた給与の額120万9312円を合計した金額417万6312円について所得税法28条3項及び4項の規定を適用して算出した金額である。

B 雑所得の金額 75万9843円

上記金額は、平成16年中に支払を受けた公的年金等の金額151万3124円から所得税法35条4項の規定を適用して算出した公的年金等控除額75万3281円を控除した後の金額である。

(イ) 所得控除の額の合計額 180万8003円

上記金額は、次のAないしFの合計金額である。

A 社会保険料控除の額 52万3003円

上記金額は、平成16年中に支払われた国民健康保険税、国民年金保険料及び訴外Gから支払われた給与から差し引かれた社会保険料等の額の合計額であり、所得税法74条の規定により控除する金額である。

B 生命保険料控除の額 5万円

上記金額は、平成16年中に支払われた生命保険契約等に係る保険料等を基礎として、所得税法76条の規定により算出した金額である。

C 損害保険料控除 1万5000円

上記金額は、平成16年中に支払われた損害保険契約等に係る保険料等を基礎として、所得税法77条の規定により算出した金額である。

D 配偶者特別控除の額 26万円

上記金額は、Eの平成16年中の所得金額(53万5900円)を基礎とし、改正前所得税法83条の2の規定により算出した金額である。

E 扶養控除の額 58万円

上記金額は、Fを老人扶養親族として所得税法84条1項及び租税特別措置法41条の16第2項の規定により控除する金額である。

F 基礎控除の額 38万円

上記金額は、所得税法86条に規定する金額である。

(ウ) 課税総所得金額 175万2000円

上記金額は、前記(ア)の総所得金額356万0643円から前記(イ)の所得控除の額の合計額180万8003円を控除した後の金額である。

(エ) 納付すべき税額 14万0100円

上記金額は、次のAからBの金額を差し引いた後の金額である。

A 課税総所得金額に対する税額 17万5200円

上記金額は、前記(ウ)の課税総所得金額175万2000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

B 定率減税額 3万5040円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により算出した金額である。

## 2 原告らに対する所得税の決定処分の適法性

原告らに対する所得税の決定処分における各金額は、前記1の各金額と同額又はその範囲内であるから、所得税の決定処分はいずれも適法である。

## 3 原告乙に対する無申告加算税賦課決定処分の根拠及び適法性

### (1) 処分の根拠

原告乙の平成17年分所得税の無申告加算税の額 7万5000円

上記金額は、前記1の(2)オ(エ)の納付すべき税額50万円(ただし、通則法118条3項の

規定により1万円未満の端数を切り捨てたもの。)を基礎として、これに同法66条1項の規定に基づき100分の15の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 処分の適法性

前記2のとおり、原告乙に対する所得税の決定処分は適法であり、同人の所得税の期限内申告書の提出がなかったことについて、通則法66条1項に規定する正当な理由があるとは認められない。

そして、原告乙の平成17年分所得税の無申告加算税の額は、前記3の(1)のとおり7万5000円であるところ、同人に対する無申告賦課決定処分における金額は6万9000円であるから、原告乙に対する無申告加算税賦課決定処分は適法である。

以上